



鳥取県公報

平成17年 8月30日(火)
号外第129号

毎週火・金曜日発行

目 次

監査公告 監査結果に基づき知事が講じた措置の公表 (5) 1

監 査 委 員 公 告

鳥取県監査委員公告第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、鳥取県知事から平成17年2月21日付鳥取県監査委員公告第1号で公表した監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成17年8月30日

鳥取県監査委員 石 差 英 旺
鳥取県監査委員 井 上 耐 子
鳥取県監査委員 上 村 忠 史
鳥取県監査委員 福 間 裕 隆

監査結果及び意見	措置状況
<p>1 刊行物の目的・必要性について</p> <p>(1) 目的や必要性が十分に検討されているか</p> <p>[監査の結果]</p> <p>今回監査を実施した刊行物は、おおむね目的・必要性が十分検討された上で作成されていた。</p> <p>しかし、農林水産部事業概要（農政課作成（以下、作成機関名のみ表示する。））は、県の農林水産部の所管事業について市町村及び関係団体に周知すること並びに行政の内部資料として使用することを目的として作成されており、作成された冊子800部のうち約60パーセントが内部で使用されている状況が見受けられた。</p> <p>[意見]</p>	<p>1 従来の冊子としての外注は取りやめ、市町村及び関係団体等からの要望に対しては、議案説明資料等の既存資料で対応することとした。印刷が必要な場合は、庁内で必要部数のみ印刷する。[農政課]</p>

各部局における事業概要の作成状況を確認したところ、農林水産部と企業局では、民間の印刷会社に発注して作成していた。

刊行物は、目的や必要性を検討した上で、発行形式、配布方法等を考慮して作成することが重要である。所管事業の内容を周知する必要性は理解できるものの、事業概要の作成に当たっては、他部局の状況も踏まえ、市町村及び関係団体からの要望に対しては電子情報を活用する等、他の効果的な方法とも比較考慮しながら、その作成の必要性や作成部数について検討されたい。

なお、企業局の事業概要は、造成した工業用地又は電力を販売するための民間企業への概要説明を目的として作成されており、必ずしも内部資料として使用されるものではない。

- (2) 他の刊行物との重複がないよう調整されているか

[監査の結果]

刊行物の多くは、掲載内容に重複がないよう作成されていた。

しかし、鳥取県企業立地ガイド（産業開発課）は、企業誘致の初期段階での説明用資料として作成されているものであるが、進出を具体的に検討している企業へ詳細な内容を説明するための資料として同課で作成している鳥取県企業立地のご案内の内容の一部が重複して掲載されている状況があった。

なお、平成16年度作成分からは、誘致活動の実態を踏まえ、鳥取県企業立地ガイドの掲載内容を改善するとともに、鳥取県企業立地のご案内を廃止して他の既存資料を活用するようになっており、自主的な見直しが行われていた。

[意見]

刊行物は、目的、必要性等をよく検討し、目的の達成に向けて効果的な内容とすべきである。作成に当たっては、不必要な内容の掲載を避けるとともに、利用者の意見を取り入れる等、適宜見直しを行いながら、不断の改善に努められたい。

- 2 刊行物の内容について

- (1) 分かりやすく、利用者に対する適切な配慮がなされているか

利用者に分かりやすい内容の掲載に関して、一部の刊行物で次のような適切とはいえない状況

- 2 今後も、刊行物を作成するに当たっては、他の刊行物と内容が重複しないようにする。[産業開発課]

が見受けられた。

ア 分かりやすい記載

[監査の結果]

視覚障害者用鳥取県観光案内(点字パンフレット)(観光課)は、表紙に点字パンフレットであることが明示されていないため、展示されていても利用者の付き添いの方等が認識できない状況となっている。

選挙制度等を簡潔に説明するために毎年度継続して作成されている平成15年度白バラ手帳(市町村振興課)等では、限られた範囲の中に多くの情報を掲載しようとしたために、文字が小さく読みにくいと思われる状況が見受けられた。

[意見]

刊行物は利用されてこそ目的を達成できるものであるため、刊行物の性格・内容を分かりやすく明示するとともに、文字を大きくする等読みやすい内容となるよう改善を検討されたい。

また、制度の解説を主目的として毎年度発行されているような刊行物については、前年度分との変更点を簡潔に記述する等、利用者が理解しやすくなるような工夫を検討されたい。

イ 掲載内容とデザイン性との調和

[監査の結果]

「企画展 現代の表現 鳥取Vol. 1」のポスター(博物館)は、そのデザインで企画展の展示物の芸術性を表現しようとするあまり、当該ポスターが伝えたい内容を県民等に理解していただくことが難しいデザインになっていると感じられた。なお、このポスターに対しては、県民から県のポスターにふさわしくないのではないかとの意見が寄せられていた。

[意見]

ポスター及びチラシは集客又は周知を目的として発行するものであり、そのデザインについては、芸術性や独創性を否定するものではないが、伝えたい内容が分かりやすく、多くの県民等の理解が得られる内容となるよう十分に検討されたい。

(2) 必要な情報が盛り込まれているか

利用者に必要な情報の記載に関して、いくつかの刊行物で次のような適切とは言いがたい状況が

3 視覚障害者用鳥取県観光案内の増刷に当たっては、表紙に「点字パンフレット」と明記する。[観光課]
白バラ手帳の平成16年度版では、文字サイズをひと回り大きくした。[市町村振興課]

4 ポスターの作成に当たっては、伝えたい内容が分かりやすく、多くの県民等の理解が得られる内容とする。

また広報課の広報企画員を交えて広報クリニックを開催し、伝えたい内容が分かりやすく表されているか点検した。

なお、今後は広報企画員のアドバイスを受けて作成するようにしている。[博物館]

見受けられた。

ア 発行者等の必要事項の記載

[監査の結果]

発行者、発行時期、発行間隔又は問合せ先が刊行物に記載されていない状況が見受けられた。また、境港お魚まいもんプラン（境港水産事務所）では、発行者の記載が不明確で、県が発行したものとは認識できなかった。

[意見]

発行者等を刊行物に記載することにより、利用者が刊行物を見て更に必要な情報を得ることができ、かつ、県民等からの情報を得て県も行政事務の改善を図ることができるものとするので、刊行物の奥付等に発行者等を適切に記載されたい。

イ 資料の出所の記載

[監査の結果]

刊行物の中には、グラフや表等を活用して分かりやすくしてあるものがあるが、その一部で利用している資料の出所が記載されていない状況が見受けられた。

[意見]

刊行物への資料掲載に当たっては、利用者に正確な情報を的確に提供できるよう、資料の出所について記載されたい。

ウ 必要な条件の記載

[監査の結果]

博物館で作成されたチラシ及びポスターについて、70才以上の高齢者等は入館料が免除されることについて記載されていないものが見受けられた。

[意見]

展覧会等で集客のために作成するチラシ又はポスターについて、入館等に関する条件は、県民等にとって重要な情報であるので、分かりやすく明確に記載されたい。

(3) 利用者の意見が反映されているか

[監査の結果]

HO Teye (ホットアイ) (長寿社会課) は、社会福祉に関する地域情報等が読みやすく掲載された質の高い内容となっているが、利用者の意見の反映という観点では工夫の余地も見受けられた。

[意見]

5 利用者の利便等のため、今後発行する刊行物については、発行者等の情報を明確に記載するよう十分留意し、適切な処理を行うこととする。

なお、境港お魚まいもんプランについては、別途、奥付を作成してはり付けることとし、増刷又は改編の際には発行者等を記載することとした。[境港水産事務所]

6 今後はすべての資料の出所について記載していくこととする。[広報課]

7 県民等にとって重要な情報を、分かりやすく明確に記載するよう努める。また広報課の広報企画員を交えて広報クリニックを開催し、点検を行った。[博物館]

8 作成者である鳥取県社会福祉協議会に対し、読者との心が通い合う「読者の声」のような欄を設置し、一方通行的な刊行物とならないよう申入れを行った。[長寿社会課]

県民等を対象として定期的に発行され、広く利用される刊行物の作成に当たっては、利用者の意見を反映したものとすることが非常に重要なことであるので、例えば読者の声の欄を設ける等、読者と発行者の心が通い合うより親しみやすい刊行物となるよう一層の工夫に努められたい。

3 刊行物の発行状況について

(1) 発行時期や形態等が適切なものとなっているか

発行時期、発行に係る手続等に関して、多くの刊行物で次のような適切とはいえない状況が見受けられた。

ア 発行時期の適正化

[監査の結果]

早期発行が効果的であったにもかかわらず年度末に作成されていた口コミネットワーク事業PR用ポスター（大阪事務所）、掲載されている展覧会の一部が終了した後に発行されていた平成15年度展覧会のご案内（博物館）等、発行時期が適切でない刊行物が見受けられた。

[意見]

刊行物の発行時期の遅延は、刊行物及び事業の効果を減少させ、また、県民等への不利益を生じさせることにもなりかねない。刊行物の発行は、事業効果等が最も発揮される適切な時期となるようにされたい。

イ 刊行物の作成伺いの整備

[監査の結果]

中央病院、鳥取東高等学校及び鳥取西高等学校において、作成しようとする刊行物の作成についての伺書又は当該刊行物の仕様書が作成されていない状況が見受けられた。

また、他の機関が作成した刊行物についても、仕様書に係る記載の不備が見受けられた。

[意見]

刊行物の作成段階において、必要な仕様や配布計画等を組織としての確に意思決定することは必要不可欠なことであるので、今後このようなことのないよう適正な事務処理を行われたい。

ウ 著作権の利用手続

[監査の結果]

統計月報（統計課）は、鳥取県統計協会が実施した統計グラフコンクールの入選作品を掲載

9 今後刊行物を発行する際は、事業効果が発揮されるよう適切な時期に発行する。[大阪事務所、博物館]

10 今後は適切な事務処理を行うように徹底する。
[中央病院]

刊行物の作成段階において、必要な仕様や配布計画等を作成し、組織としての確に意思決定を行うよう、平成17年5月26日付で各高校へ通知した。

今後は、校長会や事務長会等を通して指導していく。[高等学校課]

11 県と鳥取県統計協会との間で著作権の利用に関する協定の締結手続は平成17年6月に完了した。今後他の団体等と著作物の相互使用を行う場合も同様の手続を行う。[統計課]

している。この入選作品の著作権は同協会に帰属しているが、県がこれを掲載するに当たり、著作権の利用手続が取られていなかった。

また、同協会は当該刊行物を作成・販売しているが、県は、当該刊行物の著作権を保有しているにもかかわらず、同協会に著作権の利用に係る許可を与えていなかった。

[意見]

著作権の取扱いがあいまいになっていると思われる事例が見受けられたので、著作権の利用手続については、適切な事務処理を行われたい。

エ 審査の適正化

[監査の結果]

とっとり県政だより及び鳥取県紹介冊子（広報課）のレイアウト、デザイン等に係る業務委託についてはコンペティション（発注者が作成しようとする刊行物についての企画内容を提示し、完成品の概略（設計案）の提出を募り、その設計案を競わせることにより選定を行うものをいう。以下同じ。）により決定しているが、その内容の審査が県職員のみで行われていた。

[意見]

デザイン等の企画内容についてコンペティションを実施することは、当該刊行物のように県政に関する情報を広く県民等へ広報するものや、本県の認知度を高めるような質の高い刊行物を作成するために有効な方法の一つである。しかし、コンペティションの審査を県職員のみで行うことは適切とは言いがたいと思われるので、審査に当たっては、外部の有識者を含めて行う等、透明性の確保について検討されたい。

オ 環境への配慮

[監査の結果]

県が策定している鳥取県グリーン購入調達方針では、原則として納入される印刷物に使用する用紙は古紙配合率70パーセント以上の再生紙とすることとされているが、再生紙を使用していない刊行物が作成されている等の状況が見受けられた。

また、再生紙を使用した刊行物を作成しているものの、環境にやさしい県庁率先行動計画で取り組むこととされている再生紙使用マークの表示がない状況が数多く見受けられた。

なお、以上の状況の多くは、地方機関が作成し

12 今後は外部審査員を導入し、コンペティションの透明性を確保する。[広報課]

13 印刷物を作成する際にその都度指導しているが、全所属に対して指導を一層徹底する。[出納室、環境政策課]

鳥取県社会福祉協議会に対し、印刷物の環境配慮のため再生紙を使用するとともにその旨を紙面に掲載するよう申入れを行った。[福祉保健課]

ている刊行物又は県が社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会等へ作成配布を委託している刊行物に見受けられた。

(中略)

[意見]

県の各機関が刊行物を作成するに当たっては、鳥取県グリーン購入調達方針及び環境にやさしい県庁率先行動計画を踏まえ、原則として古紙配合率70パーセント以上の再生紙を使用するとともに、再生紙使用マークを表示されたい。

なお、同方針及び同計画は委託により作成・配布される等により県に直接納入されない刊行物までは対象としていないが、刊行物の作成・配布を他の団体等へ委託している機関にあっては、この趣旨に配慮して作成するよう委託先に周知されたい。

- (2) 発行状況が広報されているか、内容を県のホームページで見ることができるか

[監査の結果]

みんなですすめる福祉のまちづくり（福祉保健課）は、福祉の制度、福祉施設等が紹介され、県民等が情報を得やすい内容の刊行物となっているが、報道機関への情報提供が行われていなかった。なお、他の刊行物についてもこのような状況が見受けられた。

また、刊行物の内容について、電子情報としても提供した方がより県民等への情報提供が図られると見受けられる事例がいくつかあった。

[意見]

県民等に利用してほしい刊行物を作成した場合は、県民等へ情報が広く行き届くよう積極的に広報を行われたい。

また、電子情報による提供については、近年の電子化の急速な発展に伴い情報提供手段として一般的となってきたことから、作成部数の削減による経費の節減にもつながること等も念頭に置き、必要に応じて県のホームページに掲載するようにされたい。

4 刊行物の活用状況について

- (1) 作成部数や配布先が適切なものとなっているか

作成部数、配布の状況等に関して、多くの刊行物で次のような適切とはいえない状況が見受け

- 14 今後、報道機関への情報提供及びホームページへの掲載を行うこととする。[福祉保健課]

印刷発注の際はPDFファイル形式の納入を仕様に加えることや、各部のホームページにPDFファイルを掲載することについて、再度徹底する。[財政課、広報課]

られた。

ア 目的に対応した作成形態等

[監査の結果]

鳥取県の道路2004(道路課)は、県の道路行政の周知を目的として毎年継続的に4,000部を作成し、その一部を行政機関等へ配布している。また、約3,500部については道路利用者への配布用として道の駅等に配置して無償で提供しているが、当該刊行物は、雨天での利用もできるように耐久性を考慮した特殊な紙質で作成されているため、1部当たりの作成単価は約662円(A0版、両面カラー印刷)と比較的高額であった。

[意見]

当該刊行物には、同じように道の駅に配置されている鳥取県観光ガイドマップと重複する内容が掲載されており、また、道路利用者へ道路行政を周知するために必要とはいえない内容も掲載されていると思われる。

当該刊行物の作成に当たっては、「国等への説明用資料」と「道路利用者への道路行政の周知」というそれぞれの目的に相応しい形態、内容等で作成を行うよう十分に検討されたい。

特に、当該刊行物は、鳥取県観光ガイドマップが1部当たり約42円(1年間の作成平均単価・年間作成部数21万部)で作成されていることから考えて、一般へ無償配布する刊行物としては高額であると思われるので、費用対効果を十分に考慮する必要がある。

イ 効率的な作成

[監査の結果]

現状説明及び数値データが主な掲載内容となっている鳥取県農林水産業の概要並びに当該部局の事業の説明が掲載内容となっている農林水産部事業概要(農政課)、当該機関の事業実施報告書である平成14年度事業概要(皆生小児療育センター)、数値データが主な掲載内容となっている統計月報(統計課)等では、

- ・ 電子情報による原稿作成が可能であると思われるが行われていない。
- ・ 各機関での独自印刷による作成が可能であると思われるが行われていない。といった状況が見受けられた。

15 紙質を一般的な紙質であるマットコート紙に変更した。

また、鳥取県観光ガイドマップと重複する内容が掲載されている鳥取県の見どころは廃止し、県内の高規格道路の詳細な整備状況及び歴史街道について、内容を充実した。[道路課]

16 平成14年度事業概要は、従来、前年度の資料を手書きで修正したものを原稿としていたが、次年度以降は、同センターで電子情報による原稿を作成し、この情報を事業概要だけでなく電子情報で提供することで経費を節減するとともに、情報を広く提供することとした。[皆生小児療育センター]

統計月報はホームページでの情報提供のみとして紙媒体での刊行を平成16年度限りで打ち切り、これに代わり、平成17年度からグラフや写真を多く盛り込んだ一般向け啓発リーフレットを作成・配布することとした。なお、グラフや写真の効果を高める加工に専門技術を要すこと等から、独自印刷は困難であり、民間事業者への委託を行う。[統計課]

鳥取県農林水産業の概要は、電子ファイルで作成

[意見]

刊行物の作成に当たっては、経費を節減する観点が必要である。そのためには、電子情報により原稿を作成するとともに、官公庁等電子情報での内容提供が可能な箇所には電子情報で内容を提供し、刊行物の作成は、必要最小限の部数とされたい。

また、そのような場合には、民間の印刷会社等に発注するのではなく、庁舎内の印刷室等で独自に行うことも検討されたい。

ウ 的確な作成計画

[監査の結果]

刊行物の作成に当たり、当初計画で必要部数が十分に検討されていない等により刊行物の増し刷りを行っている事例があり、中には鳥取県ジュニア県展チラシ（文化課）のように、増し刷りによる作成単価が当初作成時の単価を上回っているものも見受けられた。

また、刊行物を実際に必要と思われる部数よりも多く作成している事例があり、中には各年度に作成されている鳥取県農林水産業の概要（農政課）のように、平成15年6月に1,000部を作成したが、平成16年9月末で194の残部があるというような状況にもかかわらず、平成16年度においても前年度と同じ部数が作成されていたものも見受けられたほか、あなたの生活を支援します！（長寿社会課）では、県が社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会へ作成・配布を委託しているが、1年間の業務委託契約において約3年間使用可能と思われるような多くの部数が作成されていた。

[意見]

作成に当たっては、配布計画を十分検討し、追加発注を極力避けるとともに、必要以上の余部が発生することのないようにされたい。また、作成を委託する場合には、委託の内容を明確化し、適切な部数が作成されるようにされたい。

エ 適切な配布

[監査の結果]

複数の高等学校において1年間の活動記録等をまとめた冊子が作成されていたが、全教職員に配布する数量も含めて作成している学校がある一方、使用に必要な最小限の数量で作成して

する場合、その業務量はかなり膨大になるため、既存原稿を修正のうえ業者に発注する方が安価にできると思われるが、掲載内容の見直しによる業務量の削減を含めて電子化について検討する。[農政課]

17 鳥取県ジュニア県展チラシは、平成16年度は、確実な配布計画を立てた上で印刷している。[文化課]

鳥取県農林水産業の概要は、関係団体等から必要冊数の要望を聞き、平成17年度は作成部数を600部と必要最低限に抑え、併せてホームページにも掲載した。[農政課]

あなたの生活を支援します！は県が社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会へ作成・配布を委託しているが、企画の段階から県も参画し、内容及び印刷数量の適正化を図る。[長寿社会課]

18 刊行物を配布する際は内部への配布は最小限にとどめて作成部数の削減を行うとともに、特に、各職員へ個別配布するような刊行物については、その必要性について十分に検討するよう、平成17年5月26日付けで各高校へ通知した。今後は、校長会や事務長会等を通じて指導していく。[高等学校課]

いる学校があるという状況が見受けられた。

[意見]

刊行物を配布する場合は、内部への配布は必要最小限にとどめて作成部数の削減に努められたい。特に、各職員へ個別配布するような刊行物については、その必要性について十分に検討されたい。

オ 公文書館、図書館等への寄贈

[監査の結果]

本県に係る行政資料等については、鳥取県立公文書館及び鳥取県立図書館の長から、同館、市町村立図書館又は公民館（以下「公文書館等」という。）への行政資料等の寄贈の依頼が出されているところであるが、多くの刊行物で寄贈されていない状況が見受けられた。

（中略）

[意見]

公文書館等へ刊行物を寄贈することは、県の行政資料等の保存及び県民等への情報公開の観点からも重要なことと考えるので、この依頼の趣旨を理解して刊行物を公文書館等へ寄贈されたい。

なお、国立国会図書館法（昭和23年法律第5号）では、都道府県が図書、小冊子等を発行したときは、当該出版物を国立国会図書館へ納入するものと規定されているので、留意されたい。

カ 有償頒布の検討

[監査の結果]

刊行物の中には、鳥取県の素材を使ったおいしい食卓（市場開拓課）、平成15年版100の指標からみた鳥取県（統計課）等、県民等から個別に提供の要望がある刊行物も作成されている。県民から提供の要望があった場合、これらの刊行物は無償で提供され、中にはその提供に係る送料も県が負担しているような状況が見受けられた。

[意見]

県の作成した刊行物が県民等に評価され、その提供の要望があることは好ましいことであり、県としても県政の情報を効果的に提供することができ、県民等の利便に資することから考えても、その提供の要望に応えることは適当であると思われる。

19 印刷物を発注する際の仕様書に、納品検収後、寄贈に必要な部数を業者が直接図書館等へ持参する旨を記載することとし、このことについて各所属に徹底するとともに、出納室においても記載漏れがないか再チェックを行うことで自動的に寄贈される仕組みを構築した。[出納室、総務課、図書館]

20 県民室及び県民局を窓口として、希望する者に対し、原則として有償配布する。[財政課、県民室]

しかし、県民等への刊行物の個別的な提供に当たっては、全国の約半数に近い22の都道府県で有償頒布の制度がある状況（平成16年6月佐賀県調査）を勘案するとともに、受益者負担の考え方のもとに、頒布対象刊行物の選定、価格設定等の在り方を勘案の上、有償頒布制度の創設について検討されたい。

(2) 有効に活用されているか

有効活用に関して、多くの刊行物で次のような改善が必要と思われる状況が見受けられた。

ア 有効な配布

[監査の結果]

教科の指導力向上研修実施記録（数学）及び同（生活）（教育センター）は、研修を受講した教員の研修結果の報告を取りまとめた刊行物であるが、研修参加者を基本として作成しているためその作成部数は少なく、研修参加者がなかった学校へは配布されていなかった。

[意見]

このように有用な内容の刊行物は広く配布して、本県の教育水準向上の一助として有効に活用されるよう図られるべきものと思われるので、関連する学校への配布について検討されたい。

イ 展示場所

[監査の結果]

視覚障害者用鳥取県観光案内（点字パンフレット）（観光課）は、その配布先に対しその展示の方法について配慮するよう依頼していなかったため、一般の刊行物と区別されないまま展示され、この刊行物の利用者から見て利用しにくい状況が見受けられた。

[意見]

このような刊行物の展示に当たっては、利用者の利便性に配慮した展示の工夫をすることが必要であるので、その展示の方法が一般の刊行物と区別したものとなるよう配布先に依頼されたい。

ウ 有効な活用

[監査の結果]

刊行物の発行に関し、その必要性等は理解できるものの、その刊行物の効果確認を行っているかという質問に対して、約60パーセントの刊行物について、確認していないとの回答が作成

21 有用な内容の刊行物は、CD化して所内の学校教育支援室で情報提供や貸出しができるようにするとともに、当センターのホームページに掲載して広く有効活用が図られるようにする。[教育センター]

22 今後の増刷希望の調査等に併せて、展示の方法について配慮するよう配布先へ依頼する。[観光課]

23 無駄を省いた効率的な予算執行についてはこれまでも各部局に周知・徹底を図ってきたところであるが、今後とも更に徹底するとともに、刊行物の必要性や利用計画等を十分に把握し、効果的な査定を行う。[財政課]

鳥取県男女共同参画マップについては、刊行物の

機関からあった。

例えば、鳥取県男女共同参画マップ（男女共同参画推進課）は県内の男女共同参画の現状を県内の市町村別に比較して取りまとめたものであり、啓発用の刊行物として有用なものとなっているが、その活用の状況について、確認を行っていないとの回答が作成機関からあった。

また、刊行物の発行に当たり費用対効果に留意しているかという質問に対して、半数以上の刊行物について、留意していないとの回答が作成機関からあった。

（中略）

[意見]

刊行物は、漫然と発行を繰り返すのではなく、現状を検証し改善することが必要である。今後の発行における改善が効果的に実施できるよう、必要に応じてアンケート調査等を行うよう努められたい。

例示の刊行物については、作成して市町村等へ配布するだけでなく地域の研修会等でより一層活用されるよう、配布先に対してその啓発に努められたい。

また、刊行物の発行に当たっては、これまで述べたように必要に応じた形態又は内容で、必要最小限の部数を作成する等、費用対効果の視点に一層の配慮をされたい。

5 その他

(1) 作成委託する場合の県の関与について

[監査の結果]

長寿社会課の作成しているHOTeye（ホットアイ）ほか3件の刊行物は、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会へ作成・配布を委託している刊行物である。これらについては、これまで述べたように、作成に当たって再生紙を使用していないこと、作成部数が多いものがあったこと等、県が作成に相応の関与をしていれば改善されていたと思われる状況が見受けられた。

[意見]

委託により作成された刊行物についても県にはその内容についての責任があるので、委託先に刊行物を作成させる場合には、県は、必要に応じて適切な参画をされたい。

(2) 適正な管理について

配布に当たって、適宜、アンケート表を同封し、利活用の状況及び印刷物に対する意見を聴くこととする。また、刊行物を発送する際、同封の文書で活用を呼びかけるとともに、市町村担当課長会議等の機会を通じて積極的な活用を依頼する。更に、刊行物の目的等に応じて、ホームページやインターネットを活用して印刷部数を見直す等、費用対効果に留意した刊行に努める。[男女共同参画推進課]

24 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会へ作成・配布を委託している刊行物の発行に関して、今後、企画の段階から県も参画し、内容及び印刷数量の適正化を行う。[長寿社会課]

25 今後は、このようなことがないように適切な管理

[監査の結果]

今回の監査では、ビデオテープについても対象として監査を実施したところであるが、鳥取県観光紹介ビデオ（日本語）（観光課）は、当該ビデオのマスターテープの所在が不明となっていた。

[意見]

マスターテープのような基本的に保存すべき重要な資料については、適切に管理を行うべきであり、今後このようなことのないよう適正な事務処理を行われたい。

なお、現在、鳥取県の観光を紹介する画像はビデオテープで作成されているが、今後は、DVD（デジタル・バーサタイル・ディスク）等での作成についても検討されたい。

(3) 予定価格の積算について

[監査の結果]

刊行物の発注に係る予定価格の積算について、次のような状況が見受けられた。

- ・ 鳥取県の仏像調査報告書（博物館）は、その予定価格の積算根拠が不明確で、安価な予定価格を設定したために不落札となり、再入札を実施していた。

また、博物館では、その他の刊行物の発注においても、予定価格の積算根拠が不明確なものが見受けられた。

- ・ 鳥取県観光ガイドマップ（観光課）の発注は出納局で行っているが、この発注において、印刷区分を誤って積算し、大幅に低い予定価格を設定していた。

[意見]

いずれの事案も予定価格の積算に関するものであるが、今後このようなことのないよう適正な事務処理を行われたい。特に出納局は、県の本庁各課等の印刷物の発注を担う重要な部署であるので十分に注意されたい。

を徹底する。[観光課]

- 26 予定価格の単価の設定の根拠を明記するとともに、印刷物の予定価格の積算に当たっては、慎重かつ綿密な積算を行う等、適正な事務処理を実施する。

[出納室、博物館]

